特定非営利活動法人 アカー

定　　款

特定非営利活動法人アカー定款

制定:1999年07月18日 施行:1999年12月14日	
改正歴	改正条項
改正施行:2010年03月30日	第5条各号
改正施行:2018年10月30日	第1条各号他
改正施行:2023年08月03日	第16条2号他

第1章　総　則

(名　称)

第1条　本法人の名称は、特定非営利活動法人アカーとする。

2　本法人の英文名称は、OCCURとする。

(所在地)

第2条　本法人の事務所は、東京都中野区に設置する。

(目　的)

第3条　本法人は、性的指向および性自認ならびにHIV／エイズに関する社会的な問題の改善を図るため、①健康と福祉の増進、②ネットワークづくり、③正確な知識と情報の普及、④差別や偏見の解消、⑤当事者の人権保障に取り組み、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条　本法人は、前条の目的を達成するために、次の種類の特定非営利活動を行う。

(1)保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(2)社会教育の推進を図る活動

(3)人権の擁護又は平和の推進を図る活動

(4)国際協力の活動

(5)男女共同参画社会の形成の促進を図る活動

(6)子どもの健全育成を図る活動

(7)前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条　本法人は、第3条の目的を達成するために、特定非営利活動に係る事業として、性的指向および性自認ならびにHIV／エイズに関する次の事業を行う。

(1)医療環境整備および福祉環境整備事業

(2)医療、診療、検査、カウンセリングおよびその他健康管理に関する事業

(3)ピアカウンセリングおよび相談事業

(4)法令および政策の立案および提言事業

(5)国内外の団体および個人との交流、協力および提携事業

(6)調査研究事業

(7)教育、啓発、研修およびピアサポート事業

(8)情報および資料の収集、提供および出版事業

(9)人権擁護事業

(10)冠婚葬祭支援およびコミュニティエンパワメント事業

(11)その他、本法人の目的を達成するために必要な事業

2　本法人は、その他の事業として次の事業を行う。

(1)会員相互の親睦交流事業

(2)会員のための福利厚生事業

(3)物品販売業

(4)出版業

(5)興行業

(6)技芸教授業

3　前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は第1項に掲げる事業に充てなければならない。

第2章　会　員

(種別等)

第6条　本法人には、次に掲げる会員を置き、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

(1)正会員　本法人の目的に賛同して入会した者

(2)その他の会員　別に規則において定めた会員

2　会員に関する事柄は、本定款に定めるもののほか、理事会が別の規則において定める。

（会員登録）
第7条　本法人の正会員は、全て会員原簿に登録する。

（入　会）
第8条　本法人の正会員になろうとする者は、理事会が別に定める入会申込書を理事会に提出し、申込をするものとする。
2　理事会は、前項の入会申込者が、本法人の目的に賛同し、本法人の活動および事業等に協力できる者と認めるときは、正当な理由がない限り入会を承諾し、会員原簿に入会登録をし、当該会員に対しこれを発信するものとする。

（入会金および会費）
第9条　本法人の正会員は、理事会が別の規則で定める入会金および会費を納入しなければならない。

（退　会）
第10条　正会員は、別に定める退会届を理事会に提出して、任意に退会することができる。
2　本人死亡時以外の退会で、会費の滞納がある場合には、その清算を要す。
3　正会員が、次の各号の一に該当するときは、理事会の議決を経て、退会したものとみなすことができる。
(1)本人が死亡し、もしくは失踪宣告を受け、または会員である団体が解散したとき
(2)会費を1年以上滞納したとき
(3)本法人の目的に賛同し、本法人の活動および事業等に協力していくことが不可能と認められるとき、または、その他正当な理由があるとき
4　前各項の規定により、退会または退会とみなした場合は、会員原簿に退会登録をし、本人死亡時以外では、当該会員に対しこれを発信するものとする。

（除　名）
第11条　正会員が、次の各号の一に該当するときは、理事会の議決を経て、これを除名することができる。
(1)本法人の定款または規則に反する行為をしたとき
(2)本法人に対して著しく名誉を傷つけ、または破壊活動を行ったとき
(3)本法人に対する分裂活動を取ったとき
(4)本法人の定める守秘義務に違反したとき
(5)他会員を著しく中傷したとき
(6)他会員のプライバシーを著しく侵害し、第三者に暴いたとき
2　前項の規定により、正会員を除名する場合は、当該会員に予め通知するとともに、議決の前に、当該会員に弁明の機会を与えるものとする。
3　前各項の規定により、正会員を除名した場合は、会員原簿から当該会員の登録を削除し、最も近い総会で経過報告をするものとする。

（異議申立）
第12条　会員登録および資格の得喪について異議のあるときは、本法人が各登録についての通知を発信した日から30日以内に、書面で監事に対して異議申立を行なうことができる。
2　監事は、事実を調査の上30日以内に申立者に報告を行ない、異議を認めるときは理事会を招集の上、処置についての再審査を行なわせなければならない。

（拠出金品の不返還）
第13条　本法人は、すでに納入された入会金、会費およびその他の拠出金品は、その理由の如何を問わず、これを返還しない。

第3章　役　員

（種別および定数等）
第14条　本法人は次の役員を置き、その定数の上限は別の規則において定める。
(1)理事　3名以上
(2)監事　1名以上
2　理事のうち、代表理事を1名、執行理事を若干名、その他必要と認める役職を冠した役付理事を若干名置くことができる。
3　役員に関する事柄は、本定款に定めるもののほか、理事会が別の規則において定める。

（任免等）
第15条　役員の任免については別の規則において定める。

2 前条第2項に定める役付理事を設置する場合、執行理事を除く役付理事は理事会において選任する。
3 執行理事を設置する場合、執行理事は代表理事が指名する。
4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、または当該役員ならびにその配偶者および三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
5 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になる事ができない。
6 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職 務)
第16条 理事は、理事会を構成し、本定款の定めおよび理事会の議決に基づき、本法人の業務を執行する。
2 代表理事を設置する場合、代表理事は、本法人を代表する。その場合、代表理事以外の理事は、法人の業務について本法人を代表しない。
3 代表理事を設置する場合、代表理事は、理事会又は執行理事会の議決に基づき、本法人の業務を総理する。
4 執行理事を設置する場合、執行理事は、代表理事を補佐し、本定款の定めおよび執行理事会の議決に基づき、本定款および規則の定める理事の職務を代行し、本法人の常務を処理し、また、代表理事に事故のあるとき、または代表理事が欠けたときは、代表理事が予め指名した順序によって、その職務を代行する。
5 代表理事および執行理事を設置する場合、代表理事および執行理事は、執行理事会を構成し、本定款の定める理事会の権能および職務全般を代行する。
6 監事は、次に掲げる職務を行う。
(1)理事の業務執行の状況を監査すること
(2)本法人の財産の状況を監査すること
(3)前2号の規定による監査の結果、本法人の業務または財産に関し不正行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること
(4)前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること
(5)理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること
(6)会員登録および資格の得喪について異議申立があった場合には、これを調査し、申立者に報告を行ない、異議を認めるときは理事会を招集の上、処置についての再審査を行なわせること

(任 期)
第17条 役員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。
2 補欠または増員により選任された役員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者または他の現任者の残任期間とする。
3 役員は、辞任または任期満了の後においても、第14条第1項に規定する最小の役員数を欠く場合には、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(報酬等)
第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
2 役員の報酬に関しては、理事会で定めるものとする。
3 役員には、費用を弁償することができる。

第4章 総 会

(種 別)
第19条 本法人の総会は、年間総会および臨時総会の2種とする。

(構成・議決権)
第20条 総会は、招集日現在正会員登録をしている者で構成する。但し、議決権については、入会後2年未満の者および招集日を含む月までの会費を前納していない者は除く。
2 理事会の認めた、その他の会員は、オブザーバーとして参加し、意見を述べることができる。

(開 催)
第21条 本法人の年間総会は、毎年1回開催する。
2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開

催する。但し、(2)については入会後2年未満の者および請求日を含む月までの会費を前納していない者は除く。
(1)理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
(2)正会員の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき
(3)監事が第16条第6項第4号の規定に基づいて招集するとき

(招　集)
第22条　総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事会において指名された理事(代表理事を設置した場合は、代表理事)が招集する。
2　理事会において指名された理事(代表理事を設置した場合は、代表理事)は、前条第2項第1号および第2号の規定による請求があったときは、速やかに臨時総会を招集しなければならない。
3　総会の招集は、日時および場所ならびに会議の目的たる事項を示した書面又は別途規則に定める電磁的方法をもって、開催日の1週間前までに招集通知を発信して行う。

(議　長)
第23条　総会の議長は、出席した役員のうちから互選する。

(定足数)
第24条　総会は、正会員が5名以上出席した場合に成立する。

(議　決)
第25条　総会の議事は、本定款および規則に定めるもののほか、出席した議決権を有する正会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
2　総会における議決事項は、第22条第3項の規定によって予め通知した事項とする。但し、議事が緊急を要するもので、理事会の議決を経た事項に関しては、この限りでない。

(総会の権能)
第26条　総会は、次の事項について議決する。
(1)事業報告および決算の承認
(2)定款の変更
(3)合併
(4)解散
(5)別途規則に定める場合の、役員の選挙および解職
(6)その他理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(運営方法等)
第27条　総会に関する事柄は、本定款に定めるもののほか、理事会が別の規則において定める。

第5章　理事会および執行理事会

(種　別)
第28条　本法人には、理事会を設置する。
2　代表理事および執行理事を設置する場合には、執行理事会を設置する。

(構　成)
第29条　理事会は、理事をもって構成する。
2　執行理事会を設置する場合、執行理事会は、代表理事および執行理事をもって構成する。
3　監事は、理事会および執行理事会に出席し、意見を述べることができる。

(議　決)
第30条　本法人の業務は、理事会の議決を経て決定する。但し、執行理事会を設置する場合には、本法人の業務は、執行理事会の議決を経て決定するものとする。
2　執行理事会を設置する場合で、本法人の業務の決定について、理事会と執行理事会の議決が一致をみないときは、執行理事会の議決をもって本法人の決定とする。
3　理事会および執行理事会の議決の方法は、本定款に定めるもののほか、理事会が別の規則において定める。

(権　能)
第31条　理事会は、次の事項について議決する。
(1)事業計画および予算の決定ならびにその変更
(2)会員の会費ほか会員に関する事項

(3)役員の職務、報酬ほか役員に関する事項
(4)資産および会計に関する事項
(5)本法人の運営に必要な会議・機関の設置および改廃に関する事項
(6)本法人の運営に必要な規則の制定および改廃に関する事項
(7)総会に付すべき事項
(8)その他本法人の運営に関する必要な事項
2 執行理事会を設置する場合、執行理事会は、本定款および規則に定める理事会の権能および職務全般を代行する。

(運営方法等)
第32条 理事会および執行理事会に関する事柄は、本定款に定めるもののほか、理事会が別の規則において定める。

第6章 資産および会計

(資産の構成)
第33条 本法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
(1)設立当初の財産目録に記載された資産
(2)会費
(3)寄付金品
(4)財産から生じる収益
(5)事業に伴う収益
(6)その他の収益

(資産の管理)
第34条 本法人の資産は、理事(代表理事を設置した場合は、代表理事)が管理し、その管理方法は理事会の議決による。

(経費の支弁)
第35条 本法人の経費は、資産をもって支弁する。

(会計の原則)
第36条 本法人の会計は、法第27条各号に定める原則に従って行わなければならない。

(事業年度)
第37条 本法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画および予算)
第38条 本法人の事業計画およびこれに伴う活動予算は、毎事業年度ごとに理事(代表理事を設置した場合は、代表理事)が作成し、理事会の議決を経る。
2 当該事業年度中の事業計画および活動予算の変更は、理事会の議決を経て行う。

(事業報告および決算)
第39条 本法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表および活動計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事(代表理事を設置した場合は、代表理事)が作成し、監事の監査を受け、総会で承認を経るものとする。

(剰余金の処分)
第40条 本法人の決算において、剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)
第41条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするとき等は、理事会の議決を経なければならない。

第7章 定款変更、解散および合併

(定款の変更)
第42条 本法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した議決権を有する正会員の過半数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。
(1)目的
(2)名称
(3)その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
(4)主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の移転を伴うものに限る)
(5)社員の資格の得喪に関する事項
(6)役員に関する事項(定数に係るものを除く)

(7)会議に関する事項
(8)その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
(9)残余財産の帰属すべき者に係る解散に関する事項
(10)定款の変更に関する事項
2 この法人の定款を変更(前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。)したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解 散)
第43条 本法人は、次に掲げる事由により解散する。
(1)総会の決議
(2)目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
(3)社員の欠亡
(4)合併
(5)破産手続開始の決定
(6)所轄庁による設立の認証の取消し
(7)その他、理事会が決議したとき
2 前項第1号の事由により本法人が解散するときは、総会に出席した議決権を有する正会員3分の2以上の議決を経なければならない。
3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
4 第1項第7号の事由により解散するときは、理事3分の2以上の議決を経なければならない。但し、執行理事会を設置する場合には、執行理事会での議決は、執行理事会の構成員全員の承諾を得なければならない。

(清算人の選任)
第44条 本法人が解散したときは、理事が清算人となる。但し、合併の場合による解散を除く。

(残余財産の帰属)
第45条 本法人が解散(合併または破産手続き開始の決定による解散を除く。)したときに残余する財産は、理事会の議決に基づき選定された特定非営利活動法人、公益社団法人、公益財団法人、国または地方公共団体に譲渡するものとする。

(合 併)
第46条 本法人が合併しようとするときは、総会に出席した議決権を有する正会員の過半数による議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 雑 則

(会議・機関)
第47条 本法人は、理事会の議決に基づき、その運営にあたり必要な会議もしくは機関を設置することができる。会議もしくは機関に関する事柄は、理事会の議決を経て定める。

(公告の方法)
第48条 本法人の公告は、本法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。但し、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

(規 則)
第49条 本定款に定めるもののほか、本法人の運営について必要な事柄は、理事会の議決を経て規則で定め、または改廃する。

附 則

1 本定款および関係規則は、本法人の成立の日から施行する。
2 本定款に定める正会員の登録年数は、理事会が入会を承諾をした日から起算する。但し、1986 年(昭和 61 年)から本法人成立の日までに、動くゲイとレズビアンの会に入会した者については、動くゲイとレズビアンの会の評議委員会において入会を承諾をした日から起算するものとする。
3 本法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。
4 本法人の設立当初の役員の任期は、第17条第1項の規定にかかわらず、本法人の成立の日から 2001 年(平成 13 年)7 月 31 日までとする。
5 本法人の設立当初の事業年度は、第37条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から 2000 年(平成 12 年)3 月 31 日までとする。
6 本法人の設立当初の事業計画および収支予算は、第38条の規定にかかわらず、設立発起人会の定める

ところによる。
7　本法人の設立当初の入会金および会費は、第9条の規定にかかわらず、次のとおりとする。
(1)入会金はなしとする。
(2)会費は年額一口18，000円とし、一口以上を納めるものとする。
(3)会費は年額前納を原則とする。
(4)社会的、経済的事由による会費減免が必要なとき、または分割納入が必要なとき、理事会は前各号によらず会費額および納入方法を決定することができる。
8　本法人の設立当初の事務所所在地は、東京都中野区本町六町目12番地11号石川ビル2階とする。

別　表

設　立　当　初　の　役　員

	役　職	氏　名
1	代表理事	永　田　雅　司
2	理　事	稲　場　雅　紀
3	同	大　石　敏　寛
4	同	太　田　昌　二
5	同	風　間　孝
6	同	梶　原　完
7	同	柏　崎　正　雄
8	同	河　口　和　也
9	同	工　藤　加　寿　子
10	同	嶋　田　憲　司
11	同	菅　原　智　雄
12	同	新　美　広
13	同	野　崎　真　治
14	同	鳩　貝　啓　美
15	同	柳　橋　晃　俊
16	監　事	山　下　弘　行